

会報

2012.8月 No.52

いしかわ



石川県行政書士会

無料相談会 開催

能登会場 予約不要

毎月第2水曜日
平和堂アル・プラザ鹿島
時間／13:30～16:00

金沢会場 予約不要

毎月第2水曜日
金沢市鞍月2-2
石川県繊維会館2F
時間／13:00～16:00

小松会場 予約不要

毎月第2水曜日
小松市役所(生活相談室)
時間／9:30～12:00

能美会場

時間／13:30～15:30(共通)

要予約

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| 9月13日(木) 旧能美市西任田保育園 | 【予約必要】 ☎0761-58-4341 |
| 10月18日(木) 能美市辰口健康福祉センター | 【予約必要】 ☎0761-51-6500 |
| 11月15日(木) 能美市健康福祉センター「サンテ」 | 【予約必要】 ☎0761-58-6896 |
| 12月13日(木) 旧能美市西任田保育園 | 【予約必要】 ☎0761-58-4341 |
| 1月17日(木) 能美市辰口健康福祉センター | 【予約必要】 ☎0761-51-6500 |
| 2月14日(木) 能美市健康福祉センター「サンテ」 | 【予約必要】 ☎0761-58-6896 |
| 3月14日(木) 旧能美市西任田保育園 | 【予約必要】 ☎0761-58-4341 |

外国人のための無料相談会

毎月第1木曜日 時間／13:00～14:00

要予約

石川県国際交流協会(金沢駅近くリファーレ3F)

【予約必要】 ☎076-262-5932

■通訳可能言語／英語・ポルトガル語・中国語・韓国語・ロシア語

目 次

| | |
|---|----|
| 挨拶 | 2 |
| 石川県行政書士会会長 宮川 外茂次 日本行政書士会連合会会長 北山 孝次 | |
| 石川県行政書士会平成24年度定時総会祝辞 | 5 |
| 石川県知事 谷本 正憲 | |
| ごあいさつ | 6 |
| 金沢市長 山野 之義 | |
| <hr/> | |
| 石川県行政書士政治連盟活動報告 | 7 |
| 平成24年度 経理部事業計画について | |
| 平成24年度 定時総会報告 | 8 |
| 平成24年度 中地協定時総会報告 | 10 |
| 平成24年度事業計画 | 12 |
| 平成24年度 日行連定時総会について | 14 |
| <hr/> | |
| 支部だより（金沢・輪島） 随筆 | 15 |
| 事務所紹介 | 17 |
| 成年後見サポートセンターNEWS | 18 |
| 情報コーナー | 20 |
| <hr/> | |
| 新入会員の紹介 | 24 |
| 会務日誌 | 26 |
| 会員移動 | 30 |



【表紙写真説明】

一般社団法人石川県古民家再生協会主催
民家の甲子園石川県大会最優秀個人賞「つながり」
石川県立羽咋工業高等学校二年 磯見 稚子

帰り道にいつも通る公園。

そこにいるお孫さんとおばあちゃんが仲睦まじく遊んでいました。

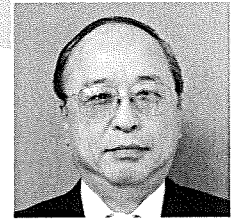
最近はネットやゲームの普及で外に出て遊ぶ子供が減ったように思います。

ですがそこには昔ながらの風景がありました。

そして次世代につながる力も感じました。これは絶やしてはいけません。

その思いも込めてシャッターを切りました。

平成 24 年 石川県行政書士会 会長挨拶



石川県行政書士会 会長 宮川 外茂次

先日の今年度定時総会にはたくさんの会員の皆様にご出席いただきまことに有り難うございました。また、会員の皆様には日頃から当会運営及び各種研修会などの事業にご出席並びにご協力頂いておりますことを、まずは御礼申し上げます。

昨年の総会のころは、東日本大震災の影響でこの石川県でも復旧ボランティアや義援金の協力などで騒然としていた時期で、当会としましては、皆様のご協力とご理解の下皆様に義援金をお願い致しました、当会予算からも拠出させていただきました。その後も、当県へ避難されている方々のうち東京電力へ補償金を請求される方のための相談や、会員がその申請書を作成するための研修や援助をいたしました。今年度も状況によりさまざまな活動に協力させていただきたいと思っています。

さて、昨年の総会でご承認いただきました各事業の執行については、ご案内のとおり、皆様のご協力により精力的に取り組むことができ、概ね成果を上げることができました。また、会財政に付きましては、収入で予算の 98.3% の達成率、支出では皆様の大切な会費であることを十分考慮し支出内容をよく吟味するなかで「費用対効果」ではなく費用以上の効果を目指しながらも安定した運営をすることができました。

具体的事業としましては、大きな柱としまして 2 本ありました。1 つは、行政書士の社会的認知、社会的地位の向上であります。昨年の総会で社会貢献事業と官公署からの業務受託に関してご承認をいただきました。皆様も新聞報道などご存知とは思いますが、さっそく白山市と「成年後見市長申し立ての際の親族関係図作成のための戸籍謄本等取得業務」の協定を締結することができました。引き続き、内灘町とも話し合いを進めていますし県下のその他市町にも要望していきたいと思います。また、防衛省の小松基地周辺騒音防止工事調査業務を入札参加、落札し小松支部へ業務委託し同支部会員が具体的業務を行いました。さらに今年度も引き続き同業務が私ども行政書士の業務であることを訴えつつ会員自らが業務取得できるように取り組みを続けたいと思っています。

成年後見の法定後見人受託についても金沢家庭裁判所から一定の評価を受けつつ着実に受託件数が増加しております。昨年当会会員を含め全国の行政書士が 704 件の法定後見人に選任されたことが、今年の最高裁判所成年後見事件概況報告に掲載されました。皆様のご努力でいよいよ行政書士の名前が「その他」ではなく独立して掲載されるようになりました。この期待を裏切らないようますます研鑽に励みたいと思います。

市民県民へのアピール事業として「外国人在留資格シンポジウム」を開催し、「見て聞いて笑って納得成年後見制度」を開催しました。いずれも百数十名の参加があり、テレビ新聞でも大きく取り上げられました。また、10月に実施しています行政書士広報月間行事の行政書士電話相談会や月例無料相談会、そして外国人のための無料相談会を実施したほか、前年度初めて女性士業による相談会、同じく総務省石川行政評価事務所特設行政相談会に参加することができました。今年度も引き続き各種無料相談会や市民参加型の事業を実施したいと思っています。

さらに、広報部に毎月1回以上、報道記事として新聞やテレビ、ラジオに取り上げてもらう努力をしてほしいとお願いをいたしました。皆様も毎月1回以上新聞記事をご覧になったと思いますが沢山の報道がされました。これは会員各位の皆様がこのように沢山の事業活動を実施した結果であり皆様で誇ることができる成果ではないかと思っていますし、今年度も引き続き様々な事業に取り組みたいと思います。

もう1つの柱は、各種研修会の実施と参加のお願いです。社会的認知や地位の向上に伴い、行政書士に対する期待が増加してきます。会員個人に業務や社会常識に反する事件や事故があってはなりませんし、会員1人1人が顧客の期待にお応えできるだけの力量を身につけることが当然に求められてきます。また、会員個人のコンプライアンス意識の確立が必要となります。幸いにも、近年会員が絡む事件や事故が起きていませんし、顧客からの苦情等の訴えもなくなりつつありますが、これに満足することなく互いに自らを律していきましょう。

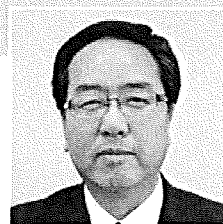
今年度の本会主催の業務研修につきましては、研修内容の高度化や専門化とともに新入会員や業務経験の少ない会員に対する研修にも引き続き取り組みたいと思っています。各位のご協力をお願いいたします。

先般の日行連総会において会費の大幅値上げを目的の1つとした日行連会則の変更が上程されましたが、当会会員の現状等々を役員で検討し時期尚早として反対いたしました。しかし、連合会事業の複雑多様化の流れの中で遠くない時期に再びこの問題が検討課題として取り上げられると思います。当会としても、個々の会員としてもこの問題に答えられる力を身につけることが求められています。

すでに新年度事業を積極的に進めていますが、どの事業においても会員各位のご協力なくして成功いたしません。皆様のご協力、事業へのご参加を心よりお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員各位のご健勝と益々のご発展を祈念申し上げまして挨拶といたします。

平成 24 年 日本行政書士会連合会 会長挨拶



日本行政書士会連合会 会長 北山 孝次

本日は、石川県行政書士会の定時総会にお招きいただき誠にありがとうございます。連合会長として、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃より宮川会長をはじめ、石川県行政書士会の会員の皆様には日本行政書士会連合会の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年度を振り返りますと、東日本大震災からの復興、福島第一原発事故の被害者対応、さらには超円高やTPP参加問題等、待ったなしの課題に日本社会が直面した一年でした。今後、被災地の復興が加速し、政治・経済が安定し、明るい兆しが見えることを、期待したいと思います。

さて、今日までの諸先輩の労苦により行政書士制度が築き上げられてきました。行政書士法第一条の「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資する」という理念に沿って、地域住民の生活や活動に資する公共的使命を果たしてこそ、「勝ち残る行政書士」「国民に寄り添う行政書士」として、後進に制度を発展的に継承していけるものと確信しております。

そのためにも、本年度は、震災の復興支援事業を継続しつつ、行政不服申立て代理やADR代理など国民の利便に資するための法改正、日行自動車OSS中間登録のシステム整備、知的資産経営実践のための仕組み作りや国際業務関係の強化といった職域の確保・拡大、さらには新会館取得に向けた措置、官民からの業務受託の推進などの事業を中心に、しっかりと取り

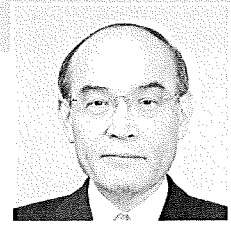
組んでまいります。

また昨今、士業間の職域問題も多くなってきております。私たちは士業法が国民のためにあることをしっかりと心に留め、コンプライアンスの確立に努め、毅然とした姿勢で公共的使命を果たしてまいります。

これからも、国民に寄り添う行政書士制度の構築に向けて、連合会長として、全国の会員の先頭に立ち、間断なく邁進することをお誓い申し上げます。

最後となりましたが、石川県行政書士会の益々のご発展と会員各位のご健勝を祈念し、お祝いのご挨拶とさせていただきます。

石川県行政書士会平成 24 年度 定時総会祝辞



石川県知事 谷本 正憲

本日、石川県行政書士会の平成 24 年度定時総会が開催されますことを心からお慶び申し上げます。

また、今程、長年にわたり行政書士業務に精励されたご功績により、栄えある会長表彰をお受けになられました皆様には、心からお祝いを申し上げますとともに、本日の受賞を契機に、より一層のご活躍を期待しております。

さて、行政書士の皆様は、県民の皆様と行政をつなぐ懸け橋として、また県民に最も身近な法律の専門家として、欠くことのできない存在となっております。

これもひとえに、石川県行政書士会並びに会員の皆様が業務に精励され、県民の皆様の信頼に応えてこられた賜であり、深く敬意を表します。

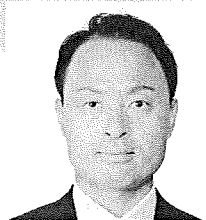
昨年 3 月 11 に発生した東日本大震災の被災者の皆方を支援するため、自動車の抹消登録をはじめとした無料相談を実施され、多数の相談があったと伺っています。また、「成年後見サポートセンター」を中心とした社会貢献事業にも一層意欲的に取り組まれておられます。皆様の地域社会に対するご貢献に改めて敬意を表したいと思います。

昨今、県民の皆様の行政サービスに対するニーズは多様化しており、県民の皆様と行政をつなぐ役割を担っていただく行政書士の皆様に

寄せられる期待は、これまで以上に大きいものがあると思います。

行政書士の皆様におかれましては、今後とも、県政の発展にお力添えをいただくことをお願い申し上げます。

最後に、石川県行政書士会の今後益々のご発展と会員各位のご健勝とご多幸を祈念申し上げます、お祝いの言葉といたします。



金沢市長 山野 之義

石川県行政書士会の皆様には、日頃から本市の市政運営に関しまして格別のご理解とご協力を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

近年の社会情勢の変動には著しいものがあり、法令改正等に伴い各種の行政手続が変化してきております。このような状況の中、行政書士の皆様には、様々な分野における市民の良きアドバイザーとして、石川県行政書士会成年後見サポートセンターの運営や県内各地での無料相談会の実施など、地域社会において多大なるご貢献をされておられますことに、心から敬意を表する次第でございます。

また、石川県行政書士会の皆様には、金沢国際交流まつりににおける在留資格無料相談会の開催や市発注工事等の入札参加資格の登録手続代行など、本市の事業に対しましてもご尽力をいただき、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成26年度末の北陸新幹線の金沢開業が間近かに迫ってまいりました。本市では、その開業効果を最大限に引き出すため、これまで連綿と培ってきた歴史や伝統文化、豊かな自然に代表される金沢の魅力にさらに磨きをかけるとともに、公衆無線LANのインフラ整備やシティフルマラソンの開催などの新たな魅力を加えるべく取り組んでまいります。また、本市では、平成19年度から取り組んできた金沢魅力発信行動計画の様々な施策の中から、新幹線金沢開業までに特に重点的に取り組むべきものを「カウントダウン・ミッション」として取り

まとめ、金沢の魅力を効果的かつ効率的に首都圏等に向けて発信する「プロモーションのさらなる強化」、地域総ぐるみで来街者をお迎えするための「開業に向けた気運の醸成」、本市の拠点性をさらに高めるための「都心軸の再整備等の促進」、そして、新幹線開業を定住人口の拡大に向けた契機と捉えた「定住促進への取り組み強化」を図ってまいることとしております。

これらの施策を一つ一つ着実に実施し、その成果を積み重ねていくとともに、石川県や他市町とも連携し、広域的な観光コースを提案するなど「オール石川」の発想をもって、来るべき新幹線金沢開業を迎える準備を進めてまいりたいと存じますので、石川県行政書士会の皆様におかれましては、今後とも、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

むすびに、石川県行政書士会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝とご活躍を心から祈念いたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

平成23年度 石川県行政書士政治連盟活動報告

石川県行政書士政治連盟 幹事長 的場 晴次

日本行政書士政治連盟は、行政書士会が自らの権益確保と業務拡大のために行政書士法を改正するための政治活動を行うために昭和56年に設立されたものであり、各行政書士会がある都道府県に支部を設置して活動を開始した。

政治連盟は今日に至るまでに数次に渡る行政書士法改正のため、民主党行政書士制度推進議員連盟、自民党行政書士制度推進政治連盟、公明党行政書士制度推進懇話会等の協力を得てその実現に努力を重ねてきました。

平成23年度も行政書士に行政不服審査法の不服申し立て代理権獲得を目指して、それぞれの政党に協力の依頼を行ってきましたが、平成24年6月21日に福井県で開催された平成24年度日行連・日政連合同懇親パーティにおいて、赤松民主党行政書士制度推進議員連盟会長、片山さつき自民党参議院議員等から、何としても今国会中に行政書士の行政不服審査申し立ての代理権獲得のための行政書士法改正を実現したいとの心強い発言があった。

また、北山日行連・日政連会長からは行政書士法施行規則第20条の改正には断固として反対し、各党政治連盟等の力を借りながら総務省を巻き込んで施行規則の改正に反対するとの力強い決意表明がありました。

石川県行政書士政治連盟は行政書士会会員の任意加入で活動を行っていますが、行政書士法等の改正で生じる果実は会員全員にその恩恵が行き渡ります。行政書士政治連盟の主旨に会員全員がご賛同いただき、是非とも行政書士政治連盟にご加入くださいますよう、ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

平成24年度 経理部事業計画について

経理部長 寺分 努

- ・会費未納状況の把握と、会費納入の推進
- ・予算・決算の適正管理と経費の削減、事務処理体制の充実
- ・ガラス張り収支、経理審査体制の充実、財政の健全化

具体的には、隔月に経理審査を行い、不正な支出等がなされていないかを審査致します。今年度は特に事務局の経理処理体制に関しても、改善していきたいと考えております。

また、会費納入に関しまして、会費自動振替会員を随時、募集しております。自動振替希望の方には、申込書等を送付いたしますので、本会事務局（076-268-9555）まで御連絡下さい。本年度も、よろしくお願い申し上げます。

平成24年度 定時総会報告

総務部 宮川 敏彦

平成24年5月26日（土）石川県金沢市武蔵町15番1号の金沢スカイホテルにおいて、平成24年度定時総会が総会員数332名のうち出席者204名（本人出席68名、委任状出席136名）で開催された。

濱田総務部副部長が司会者となり、式次第にしたがい宮川会長の挨拶が行われた。挨拶の中で、平成23年度の石川県行政書士会の各事業活動に関する実施状況につき詳細にわたる報告をなし、会員の活動協力への謝辞を述べた。併せて日本行政書士会連合会等の活動状況に関する報告をし、平成24年度の事業活動計画の概要を説明したうえで、本総会における活発で有意義な討議を求め、開会の挨拶を終えた。

◎議長に近藤守会員（小松支部）、副議長に舟木弘会員（金沢支部）が選出され、議案審議に入った。

第1号議案 平成23年度事業報告並びに承認について

第2号議案 平成23年度決算報告並びに承認について

監事を代表し、寺田隆監事（金沢支部）より監査報告が行われた。

第1号議案、第2号議案を一括審議とし、質疑の後、賛成多数で可決承認された。

第3号議案 平成24年度事業計画提案並びに承認について

第4号議案 平成24年度予算提案並びに承認について

第3号議案、第4号議案を一括審議とし、質疑の後、賛成多数で可決承認された。

第5号議案 平成24年度日行連並びに中地協総会代議員選任について

日本行政書士会連合会、日本行政書士会連合会中部地方協議会の各総会代議員等の選任については、会長に一任することを賛成多数で可決承認した。

第6号議案 その他

◎式典

定時総会に引き続き、功労者に対して会長表彰の授与式が挙行された。

○物故会員への黙祷

○会長式辞

○会長表彰受賞者

◇業務歴通算20年以上

滝野 恒征（金沢支部）

垣内 申治（金沢支部）

吉田 弘（小松支部）



○祝辞

石川県知事 谷本 正憲

(石川県参事兼総務部次長 宮本 外紀 代読)

石川県議会議員顧問団 山田 憲昭

日本行政書士会連合会専務理事 田後 隆二

○その他来賓

- ・石川県参事兼総務部次長 宮本 外紀
- ・石川県総務部総務課長 魚 直樹
- ・石川県議会議員顧問団 山田 憲昭
- ・石川県議会議員顧問団 宮下 正博
- ・富山県行政書士会副会長 中川 一男
- ・愛知県行政書士会副会長 前田 望
- ・日本公認会計士協会北陸会石川県部会部会長 坂下 清司
- ・北陸税理士会石川支部連絡協議会副会長 川上 一夫
- ・石川県社会保険労務士会副会長 石川 茂文
- ・石川県土地家屋調査士会副会長 市村 孝一
- ・金沢公証人合同役場公証人 関本 倫敬

○祝電披露

金沢市長 山野 之義

参議院議員 片山 さつき

金沢弁護士会会長 奥村 回

石川県司法書士会会長 長橋 尚臣

日本行政書士会連合会会長 北山 孝次

岐阜県行政書士会会長 大橋 一成

福井県行政書士会会長 山下 寛

富山県行政書士会会長 野崎 清好

三重県行政書士会会長 伊藤 庄吉

財団法人行政書士試験研究センター

一般財団法人建設業情報管理センター

ワイズ公共データシステム株式会社

○懇親会

式典終了後、来賓の方々多数ご出席のもと、懇親会が開催された。



宮川外茂次会長



的場晴次副会長



丁子泰征副会長

平成24年度 中地協定時総会報告

広報部副部長 前川 仁恵

平成24年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会は、平成24年6月8日（金）午後2時30分より金沢市南町にある金沢ニューグランドホテルにおいて開催された。当会からは、宮川外茂次会長、的場晴次副会長、丁子泰征副会長、端井義之副会長、森口喜康副会長、勝尾太一総務部部長、中川大経理部副部長、濱田隆弘総務部副部長、前川仁恵広報部副部長が出席した。

今年度は、石川会が幹事会であるため司会は的場晴次副会長が行い、宮川外茂次中部地方協議会会長が会長挨拶を、決算報告・予算議案説明については、丁子泰征副会長が行い、議長には勝尾総務部部長が選出された。また、来賓祝辞は北山孝次日行連会長が述べられた。

議案審議に入り、第1号議案から第4号議案の全ての審議は滞りなく審議された。特に第4号議案の平成24年度予算（案）では2週間後に控えた日行連総会が福井開催ということもあり中地協から日行連総会福井開催を積極的に協力していくという内容の議案説明がされ慎重に審議された結果、全会一致で可決承認された。

約1時間程度で総会は無事終了した後、意見交換会、懇親会が行われた。懇親会の歓迎の挨拶は、茅野勇平石川会名誉会長が述べられ、その後山野之義金沢市長の歓迎の挨拶も頂戴しそのあと金沢の食文化とともに交流を深める事ができた。

今回は意見交換会の中で各単位会から挙げた意見要望を一部ご紹介します。

【各単位会と各県の(株)日本政策金融公庫支店との連携した中小企業支援業務の推進について】

三重会 … 津支店で話を進めて行こうと思う。

岐阜会 … 来週アポイントをとり訪問する。

福井会 … 福井支店の方が挨拶に来られたが特段活動はしていない。

富山会 … 6月26日の理事会の後に対応する予定。

石川会 … 検討中であるが、積極的にアプローチを行っていききたい。

愛知会 … 日行連が3月29日に覚書を締結。職域拡大のチャンス。3名で対応。5月14日第1回目の会合開催。2回目は6月1日。毎週土曜日に無料相談会の開催。公庫利用者に事業内容の作成のアドバイスをを行い行政書士の職務の周知（中小企業の支援・知的財産業務・許認可業務・相続業務等）

（下線部説明）日本行政書士会連合会と日本政策金融公庫は平成24年3月29日に「中小企業等支援に関する覚書」を締結しました。中小企業の資金調達や許認可の申請手続きなどに関する諸問題を連携して解決することが目的です。

【社会貢献事業としての行政との協定について】

- 石川会 … 平成 24 年 3 月 28 日に白山市と成年後見制度の白山市長申立に係る戸籍調査等業務委託協定書」を締結。より一層の行政との連携強化を図りたい。少しずつではあるが反響はある。
- 三重会 … 首長申立ての件について平成 24 年 4 月 27 日に四日市市と白山市と同様契約をした。
- 岐阜会 … 今年度コスモスに支部として参加するかの結論を出す。その後市長申立を考えていきたい。
- 福井会 … 成年後見の話は進んでいない。
- 富山会 … まだ取組み開始していない。
- 愛知会 … 親族関係図の作成について大阪会より資料を借りて A 3 版ポスターにして、自治体へ配布した。今年度、費用やこのような業務ができるという資料を作成し全市町を回る予定をしている。

【市役所での行政書士による無料相談会の実施について】

- 愛知会 … 刈谷市と協定結ぶ予定。市役所での相談会は各 17 支部が自主的に行っている。
平成 24 年 3 月 13 日に愛知県と災害時における被災者支援の協定書を締結。災害時に県の支援要請を受け被害者支援センターを設置したり被災した自治体に職員を派遣し、被害者の相談に応じるなど、全て無料で行う。
- 三重会 … 四日市市 4 年前からアプローチを行い初年度は市からは費用頂かず。2 年目から費用いただく。
- 富山会 … 富山市、高岡市、射水市で開催。日当は富山支部の負担。
- 福井会 … 福井市役所で定期開催。
- 岐阜会 … 大垣市は市から年間の費用を少しいただき、6 士業で運営を行っている。
相談は事前予約制。特に行政書士の相談が求められている。

(あしがき)

まずは、初めてオブザーバーとして中部地方協議会総会及び意見交換会、懇親会に参加させていただく機会を与えていただいた事に感謝いたします。まさに百聞は一見にしかずとの言葉通りで、他県の単位会の活動状況を知り、行政書士としての抱える問題点、意気込み等々、他の単位会の皆様と直接話を伺い意見交換をすることで個人として、改めて気づく事・発見する事・反省する事が出来ました。これを今後の本会・支部活動に生かして参りたいと存じます。



宮川会長と議長を務める勝尾総務部部長



懇親会に出席された山野之義金沢市長

平成24年度事業計画

(1) 総務部

- (1)行政書士の品位保持と法令遵守の徹底
- (2)国・県等との関係強化
- (3)日行連、中地協との連携推進
- (4)他士業との連携推進
- (5)総会、理事会等諸会議の開催
- (6)行政書士開業セミナーの開催
- (7)事務局の管理・運営
- (8)他の部、委員会に属さない事業の実施

(2) 経理部

- (1)会費未納状況の把握と、会費納入の推進
- (2)予算、決算の適正管理と経費の削減、事務処理体制の充実
- (3)ガラス張りの収支、経理審査体制の充実、財政の健全化

(3) 法規・企画部

- (1)会員名簿の整備及び配信
- (2)法規集の整備及び配信
- (3)組織体制・運用の見直し、提言

(4) 広報部

- (1)会報いしかわの発行
- (2)行政書士広報月間の実施
- (3)行政書士制度のPR事業
- (4)無料相談会の開催

(5) 業務指導部

- (1)研修の開催（入門研修、法改正等対応研修、中央研修所ネット研修の開催、専門研修（事例検討会）等）
- (2)日行連中央研修所等主催研修への参加
- (3)業務関係官庁への要望及び関係強化
- (4)専門業務研究会の指導及び監督

(6) 監察部

- (1)会員に対する法令遵守の指導
- (2)監察活動の調査・研究

- (3)関係官庁との連携強化
- (4)職務上請求書の管理及び適正使用の指導

(7) 社会貢献事業部

- (1)社会貢献事業の事業選定と実施に向けた事前調査
- (2)石川県行政書士会成年後見サポートセンターの組織強化
- (3)石川県行政書士会成年後見サポートセンターの広報活動の強化

(8) 選挙管理委員会

- (1)会長選挙の執行準備

(9) 綱紀委員会

- (1)会長の諮問に基づく調査、答申

(10) 試験実施対策委員会

- (1)行政書士試験実施の支援

(11) 苦情相談対策特別委員会

- (1)会員に対する市民からの苦情に関する受付及び調査

(12) ICT 特別委員会

- (1)電子申請対応に関する情報収集、提言、研究
- (2) Web サイトの管理運営
- (3)行政書士会内部の電子化の推進

(13) 申請取次行政書士管理委員会

- (1)申請取次行政書士の管理及び支援
- (2)入管行政に関する情報の提供

(14) 官・民業務受託特別委員会

- (1)業務受託推進のための調査、研究及び資料の収集
- (2)業務受託推進のための活動
- (3)他の単位会における実情調査

平成24年度 日行連定時総会について

副会長 丁子 泰征



平成24年度日本行政書士会連合会定時総会は6月21日(木)から22日(金)にかけ、福井県福井市のフェニックス・プラザ(福井県福井市田原1-13-6)にて開催された。当会からは、宮川外茂次会長、的場晴次副会長(代議員)、丁子泰征副会長(代議員)、向井隆郎業務指導部長(オブザーバー)、寺分努経理部長(オブザーバー)、永倉幸司広報部長(オブザーバー)が出席した。総会に先立つ表彰式で茅野勇平名誉会長は日本行政書士会連合会推薦による日本行政書士会連合会会長表彰を受賞し、単体会推薦として、当会からは的場晴次会員、濱田博司会員、川上繁会員が受賞した。



本年度の総会は、福井県開催ということで、山下寛福井会会長が歓迎の挨拶を述べ、続いて西川一誠福井県知事が来賓として歓迎の祝辞を述べた。総会の出席代議員214名(代議員定数215名)。153本の質問書が提出され、当会からは10本の質問書を提出。日行連は「単体会の会員数1人(行政書士法人である会員を含む)につき、1か月金1,000円とし、・・・」と現行会則が定める会費を1か月金

1,500円に値上げするため、第7号議案として「日本行政書士会連合会会則の一部改正(案)(2)」を今総会に上程した。これに対し、会費値上げには断固反対との当会の立場から、当会からの質問は第7号議案に集中、「日行連会費値上げについて単体会に負担を求めるのであれば、日行連執行部が先ず経費削減努力をするべき」等と質した。第7号議案には各単体会から全体でも38本の質問が集中した。再質問による厳しい審議を経て、当議案は日行連会則第18号第二号に該当するため、出席代議員の3分の2以上の同意が必要となるため、議長は議場を閉鎖、起立による採決を求めた。結果、第7号議案は会則改正に必要な三分の二の賛成が得られず否決された。第7号議案以外の議案はすべて可決承認された。

第1日目は、午後5時に休会となり、その後懇親会が行われた。翌22日の二日目は、午前9時から議事を再開した。

支部だより

■金沢支部 報告

金沢支部長

中川 大

日頃は支部活動に多大なるご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。去る5月12日、金沢ニューグランドホテルにおいて平成24年度の定時総会が開催され、平成23度の事業報告および決算報告、同24年度の事業計画および予算、支部規則の一部改正（野々市市への移行に伴うもの）の議案すべてが承認可決されました。当日出席者は57名（委任状71名、出席者計128名）で活発な質疑応答もあり、充実した総会となりました。引き続き行われた懇親会には、ご来賓の宮川会長をはじめ新谷博範県議会議員、安達前市議会議員のご臨席を賜り、あわせて61名の参加がありました。役員の皆様、大変お疲れさまでした。今年度もよろしく願いいたします。

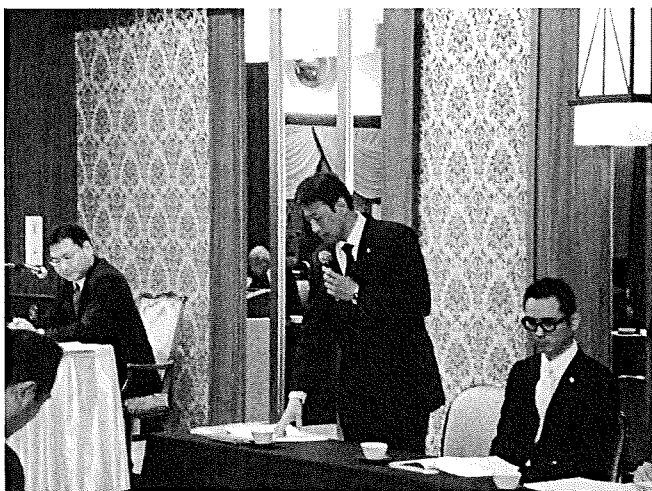
さて、今年度の主な事業についてですが、第一に無料相談会の充実、第二に研修会の計画、第三に広報活動、そして最後に支部会費の納付、この4点に重点をおいて取り組んで参ります。

まず、無料相談会の充実ですが、毎月相談会はこれまでの金沢会場および白山市会場に加えて、内灘町でもこの8月から実施することとなりました。広報月間相談会では、昨年の三会場に加えて、白山市内のショッピングセンターでの開催を計画しております。次に、研修会ですが、支部では毎回講師をお招きしての講義を実施しておりますが、ベテランの会員先生方にも出席して頂ける様な企画を検討いたします。

広報活動ですが、毎年9月に金沢市内全域に無料相談会の案内チラシを配布しておりますが、より市民の皆様へ行政書士制度を認知して頂けるようなチラシ作りをいたします。また、官公署等巡回においては、これまで回っていなかった医療や福祉に関する窓口についても検討いたします。そして、支部会費の納付についてですが、多くの会員の皆様には毎年5月に納付をして頂いておりますが、昨年は年度途中の未納会員に対し、8月と11月の2回に分けて督促の通知をしています。今年度も、支部会費に対する理解に努め、早期納付を呼び掛けて参ります。



金沢支部定時総会



答弁をする中川支部長

最後になりますが「行政書士は必ずや個人、法人の皆様のお役に立つことができる存在であり、社会にとって必要な法律専門職である」と自負しまして、会員各位の益々のご繁栄とご家族、補助者の方々のご多幸を心よりご祈念申し上げます。

＜支部会費をお忘れの方は、何卒お早めにご納付をお願いいたします。納付書を紛失された場合は支部長までご連絡ください。＞

中川事務所 tel 076-288-8841

■輪島支部 報告

輪島支部長 大森 千歌子

平成 24 年度輪島支部定時総会を平成 24 年 4 月 20 日(金)国民宿舎「能登やなぎだ荘」において開催いたしました。

最初に、永年輪島支部会員であり、平成 23 年 4 月にご逝去されました芳野和夫様のご冥福をお祈りして黙祷をささげました。

来賓に的場晴次副会長のご臨席をいただき祝辞を頂戴いたしました。その後、本会における理事会報告が坂下春夫理事よりなされました。

総会の議長に、根畑眞一会員を選出し、議案審議に入りました。

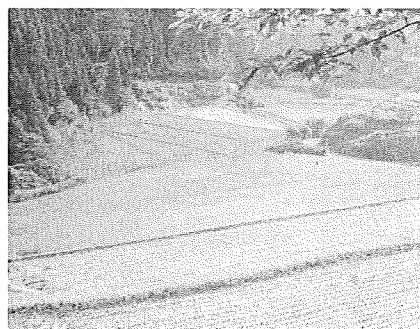
平成 23 年度事業報告並びに平成 23 年度収支決算報告がなされた後、今井善弘監事より監査報告があり原案のとおり承認可決されました。

次に、平成 24 年度事業計画並びに平成 24 年度収支予算案について提案説明がありいずれも原案のとおり承認可決されました。

その他、毎月開催される能登地区無料相談会の相談員の選任、10 月の行政書士制度広報月間における無料相談会での相談員の選任もなされました。

研修会では、平成 23 年 6 月に国連食糧農業機関から「世界農業遺産」に認定された能登の里山里海について、その魅力の背景など石川県観光スペシャルガイド、石川県観光マイスターとして活躍しておられる藤平朝雄様をお願いいたしまして写真映像を見ながらの講義でたいへん分かりやすく、改めて能登のすばらしさ、未だ知らない能登の魅力について学ぶことができました。

総会終了後の懇親会の中でも研修会で映像に見た場所が自分たちの身近な風景であったことなどで話が弾み、会員相互の親睦もより深まったとうれしく思いました。



随筆

会員のコーナー



短歌

輪島支部 大森 千歌子

能登の風景

先達の守り残せし里山や里海愛でる人々集いき
緑なす棚田そよ吹く海の風心地よく受けあせ道歩む
山間の小川のほとり螢飛び田舎暮らしの幸せ思う
茅葺きの家並み歩めばほのぼのと自然の恵み肌感じて
トビウオの等間隔で跳ぶ様を胸躍らせて波間見つめる

□事務所紹介

的場行政書士事務所

事務所：金沢市大手町2番8号 的場 晴次

私は、諸般の事情より平成5年6月にサラリーマン生活に終止符を打ち、自宅を事務所として行政書士事務所を開業した。事務所といっても自宅の一間を事務所と名乗っただけで、事務所らしい事務所とは言えず、稀にお客様から仕事の依頼があると、こちらから出かけて行き中々お客様を事務所に迎えることができなかった。

しかし、月日が経つとともに事務所の運営も安定したため、胸を張ってお客様に来ていただくことができる事務所を探し始めたところ、平成14年6月に偶然にも石川県行政書士会が前年に事務局を移転した石川県繊維会館1階に空き部屋があったところから、そこに事務所を構えることとした。

それから9年が過ぎようとしていた昨年11月に、私が懇意にさせていただいた弁護士から突然に弁護士事務所を閉めることにしたので、この弁護士事務所を私に譲渡したいとの話があり、いくらなんでも周りに弁護士事務所が犇めく金沢市大手町に行政書士事務所も如何なものかと思い、いったんはお断りをしたのだが、周りに弁護士事務所が多くあろうとも行政書士事務所として臆することはないとの弁護士の励ましの言葉を受け、現在の事務所に移転することを決断し、丸10年間を事務所として過ごした石川県繊維会館を後にした。

来年6月には行政書士事務所を開業して丸20年を迎えるが、今後とも国民の利便に資する行政書士として精進を重ねたい。



会費の納入について（お願い）

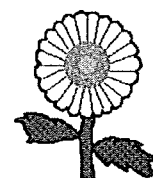
日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、平成24年度分会費未納の方にご請求申し上げます。

何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急納入賜りたくよろしくお願い申し上げます。なお、併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へ納入お願い申し上げます。

| 記 | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 平成24年度会費 金72,000円 | 2. 日本行政書士政治連盟 |
| 納入方法 払込取扱票により納入下さい | 平成24年度会費 金5,400円 |
| お振込先 石川県庁内郵便局 | 納入方法 払込取扱票により納入下さい |
| 口座番号 00750-6-55558 | お振込先 石川県庁内郵便局 |
| 口座名義 石川県行政書士会 | 口座番号 0072-1-74073 |
| | 口座名義 日本行政書士政治連盟石川県支部 |

成年後見 NEWS

サポートセンター



専門職後見人として益々期待されます。

成年後見関係事件の概況 (平成23年1月～12月)

最高裁判所事務総局家庭局が発表した「成年後見関係事件の概況」(平成23年1月～12月)の資料によると、成年後見事件は年々増加の一途を辿り、私たち身近な街の法律家である行政書士に対する専門職後見人としての期待も今後益々大きくなっていくと思われまます。

1 申立件数について(成年後見関係事件) ※資料1

○全体(後見開始・保佐開始・補助開始及び任意後見監督人選任事件)

申立件数は合計で31,402件(前年は30,079件)であり、対前年比約4.4%の増加となっています。

○後見

後見開始の審判の申立件数は25,905件(前年は24,905件)で、対前年比約4.0%の増加となっています。

○保佐

保佐開始の審判の申立件数は3,708件(前年は3,375件)で、対前年比約9.9%の増加となっています。

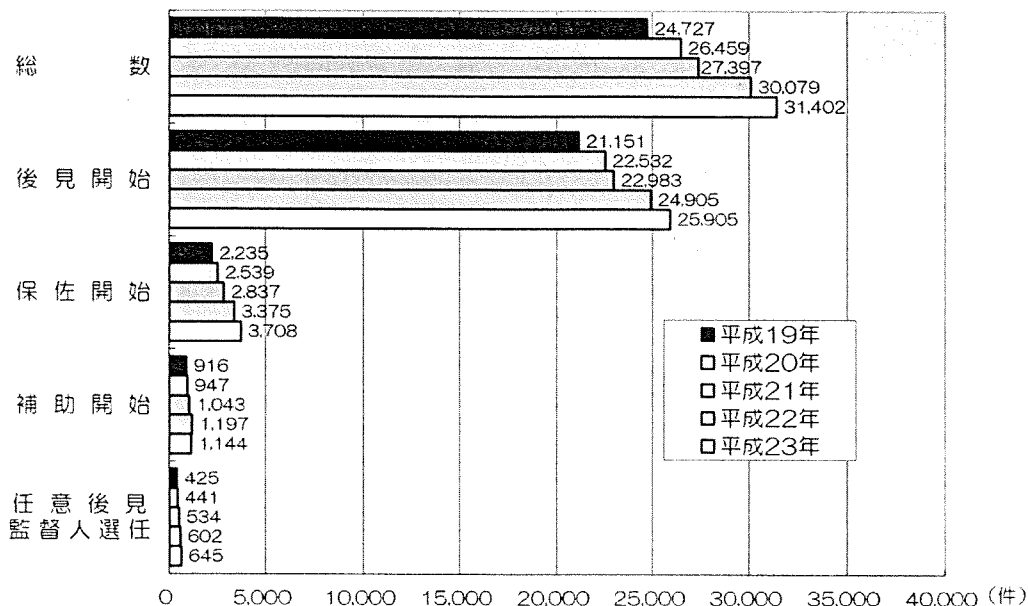
○補助

補助開始の審判の申立件数は1,144件(前年は1,197件)で対前年比約4.4%の減少となっています。

○任意後見監督人

任意後見監督人選任の申立件数は645件(前年は602件)で対前年比約7.1%の増加となっています。

(資料1) 過去5年における申立件数の推移



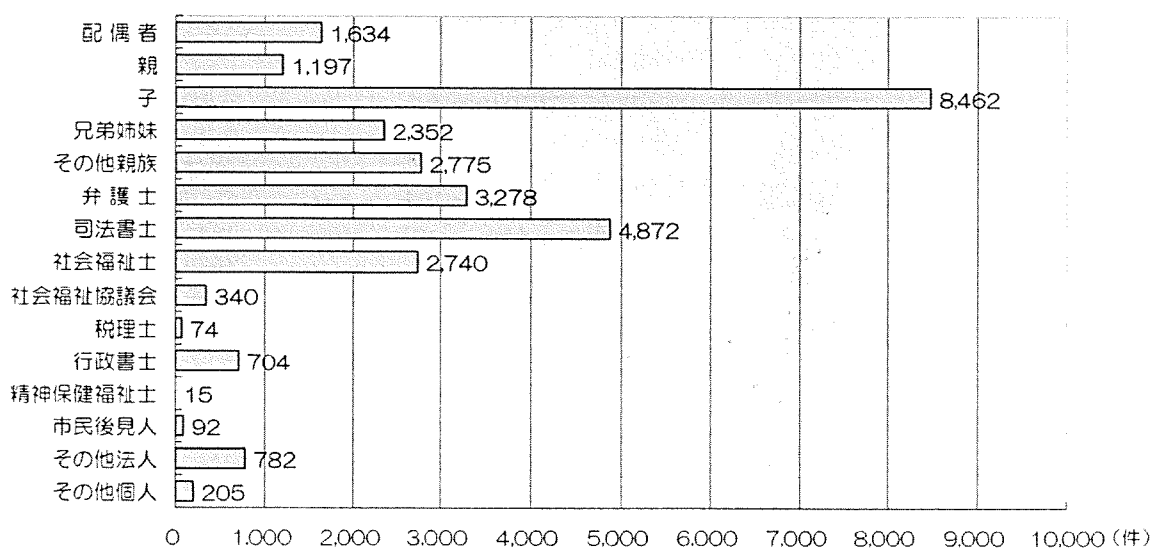
(注) 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

2 成年後見人等と本人との関係について ※資料2

成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人の関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他の親族が成年後見人等に選任されたものが全体の55.6%（前年は約58.6%）を占めています。約半数以上が親族後見が占めていますが、私たち行政書士も専門職後見人として司法書士、弁護士、社会福祉士に次ぐ4番目の受任数となっています。（その他法人を除く）

行政書士の受任件数は年々増えてきており、日頃の地道な活動と実績の積み重ねの結果であると考えます。今後も成年後見サポートセンターではより一層の周知を図っていく活動を推進していきます。

（資料2） 成年後見人等と本人との関係別件数



（注1） 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

（注2） 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの（29,522件）を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数（28,617件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

（注4） 弁護士、司法書士及び行政書士の数値は、弁護士法人123件、司法書士法人131件及び行政書士法人14件をそれぞれ含んでいる（税理士法人は0件であった。）。

新しい在留管理制度について

金沢支部 菅原 純平

本年7月9日より、「新しい在留管理制度」がスタートしました。法務省や総務省のHPや印刷物等でもこの制度について様々な説明がなされていますが、ここでは入管申請を取り次ぐ行政書士として把握しておくべき新制度のポイントをいくつか取り上げたいと思います。(多岐にわたる改正のため網羅できていない部分があることをご理解ください。)

■新しい在留管理制度とは？

従前の制度では、法務大臣が入管法に基づき、市区町村が外国人登録法に基づき、外国人の情報把握・管理を行っていました。この二元的な制度を改め、法務大臣が入管法に基づいて一元的に外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握するというのがこの新制度の概要です。

新制度の対象者は、入管法上の在留資格を持って日本に中長期間在留する外国人(以下「中長期在留者」)です。そのため我々が依頼人や相談者として接する外国人中、許可された在留期間が「3か月」以下の人、在留資格が「短期滞在」の人、在留資格を持たない人(非正規滞在者)、特別永住者等は新制度の対象外となります。ということで、正規滞在者であっても中長期在留者でなければ新制度の対象外であるという点に注意が必要です。

行政書士として注目すべき新制度のポイントを6つほど挙げてみます。

■ポイント1—取次業務の増加と根拠法令

従前、申請取次行政書士は入管法施行規則第6条の2第4項第2号及び第19条第3項第2号の規定に基づき、申請書及び資料の提出を行うことができました。しかし新制度においては、「資格変更」、「期間更新」、「永住許可」等の申請については入管法第61条の9の3が申請取次を行える根拠規定となります。(関連する施行規則第59条の6や施行規則別表第7もご確認ください。)

さらに、従前の各種申請に加えて在留カード関連の届出や申請も取り次ぐことができるようになります。依頼の有無は別として、申請取次者として行える取次業務が増加したといえます。なお、申請書の作成については従前どおり申請取次の資格がなくても行政書士業務として行うことができることを申し添えます。

申請取次を行える業務一覧

| 従前から取り次ぎ可能な申請等 | 7月9日以降取次可能となった申請等 |
|----------------------|----------------------|
| 在留資格認定証明書交付申請 | 在留カード交付申請 |
| 在留資格変更許可申請 | 住居地以外の在留カード記載事項の変更届出 |
| 在留期間更新許可申請 | 在留カードの有効期間の更新申請 |
| 在留資格取得許可申請 | 紛失等による在留カードの再交付申請 |
| 在留資格取得による永住許可申請 | 汚損等による在留カードの再交付申請 |
| 在留資格変更による永住許可申請 | |
| 再入国許可申請 | |
| 申請内容変更の申し出 | |
| 資格外活動許可申請 | |
| 就労資格証明書交付申請 | |
| 証印転記願出(根拠は審査要領となります) | |

■ポイント 2 — 「在留カード」の交付

「在留カード」とは、中長期在留者に対して交付されるカードです。今後一定期間は「外国人登録証明書」を「みなし在留カード」として使用できる（附則第 15 条第 1 項）ので、すぐに切り替える必要はありません。

○永住者は「期間更新」がないため、今後 3 年以内に自ら入管へ出向き「在留カード交付申請」を行わなければならない。

○パスポートへの証印がなくなるため、依頼を受けた際に行う過去の在留状況のチェックが難しくなる可能性がある。

→「資格変更」や「期間更新」等の際に旧のカードは穴を開けて申請人に返却される。

○在留カードは常時携帯義務があるが、取次申請の際に行政書士に預けることは携帯義務違反とはならない。

→依頼人には、「預かり証」を交付し、警察等による提示要請に対応する。

○「短期滞在者」は新制度の対象外のため、短期滞在にて来日しての会社設立が大幅に難しくなる。

→日本国内で会社の代表者となれる人物を用意することなど適切なアドバイスが必要。

○“正規滞在者”であっても在留カードが交付されない外国人もいる。

例)「人文知識・国際業務」や「技術」等の在留資格で、在留期間が「3 か月」の外国人

○通称名が表記されないため、身分証明書として使用できない外国人も出てくる。

■ポイント 3 — 新設された在留期間

新制度では「3 か月」「6 か月」「5 年」等新たな在留期間が設けられました。依頼人に適正な在留期間が許可されるために、審査要領の読み込みとそれに基づいた立証書類の提出等が今まで以上に必要になると予想されます。

○身分系在留資格に「6 か月」が新設。現在「1 年」が更新時に「6 か月」となる可能性もある。

○「5 年」が許可されるための要件が非常に厳しく、事実上不可能な外国人も出てくる可能性がある。

→「3 年」を持つ依頼人に安易に「次は 5 年」と言わない。

○当面、「3 年」を持つ人は永住の申請が可能だが、今後の入管からのアナウンスを注視する必要がある。

○就労系在留資格に「3 か月」が新設→新制度の対象者ではない！→在留カードの交付なし！

■ポイント 4 — 「みなし再入国許可」

パスポートと在留カードを持っている外国人が、出国後 1 年以内に再入国する場合、「再入国許可」を得る必要がありません。「みなし再入国」にて出国する場合は、手数料も不要となります。

○「再入国許可申請」の取次は大幅に減ると予想される。

○従前の「再入国許可」がなくなるわけでない。→出国期間に応じて使い分ける必要がある。

○「みなし再入国許可」を使う場合は必ず在留カード（「みなし在留カード」も可）の提示が必要。

○「みなし再入国許可」で出国した場合、海外で有効期間を延長することはできない。ケガ、病気、災害等で 1 年以内に再入国できなくなったとしても救済措置はない。

○在留期限が 1 年以内に到来する場合は、当然在留期限が優先される。

情報コーナー

■ポイント5 — 「在留資格の取消し」事由の新設

新制度においては、以下の「在留資格の取消し」事由が追加されました。

- 偽りその他不正の手段により在留特別許可を受けたこと。(第22条の4第1項第5号)
- 配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6か月以上行わないで在留していること。(第22条の4第1項第7号)
 - ・対象は「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格を有する者のうち、日本人の配偶者の身分のみを有する者又は永住者等の配偶者の身分のみを有する者に限定。→配偶者が日本人である日系2世(「日本人の配偶者等」)や「定住者」、「永住者」は対象外!
 - ・「施行後継続して6か月」であることに注意する。(附則第21条)
 - ・この第7号に係る外国人から相談を受けた場合は、第22条の5の規定が適用できるかを考慮する。
 - ・DV、離婚調停中、離婚訴訟中等の場合は「正当な理由」として認められる可能性がある。(入管HPに具体例が掲載)
- 新たに中長期在留者となった後又は法務大臣に届け出た住居地から退去した後90日以内に住居地の届出を行わないこと、虚偽の住居地を届け出たこと。(第22条の4第1項第8号~10号)
 - ・“一時帰国”ではなく、“国外への転出”という形で長期間(90日を超えて)日本を出国する場合は取消し対象者となる可能性がある。
 - ・DV、経済的困窮、長期入院等の場合は「正当な理由」として認められる可能性がある。(入管HPに具体例が掲載)

■ポイント6 — 各種「届出義務」の新設

新制度においては、法務大臣が継続的に把握する情報の正確性を担保するために、各種届出義務が新設されました。

【入管への届出】

- 氏名、国籍、生年月日、性別に変更があった際の届出(第19条の10)
 - ・取次による届出が可能。
 - ・今のところ出頭による手続きのみ→新たな在留カードの交付を受けるため郵送等では対応が難しい
- 所属機関等に変更があった際の届出(第19条の16第1号・第2号)
 - ・届出書様式は任意だが、参考様式が入管HPに掲載されている。
 - ・郵送での届出が可能(宛先:東京入国管理局在留管理情報部門届出受付担当宛)
 - ・疎明書類は必要なし。
 - ・手続対象者は、7月9日以降に上陸許可、資格変更許可、期間更新許可等を受けた者。(附則第12条)
 - ・身分系の在留資格は届出不要。
- 配偶者関係が消滅(離別又は死別)した場合(第19条の16第3号)
 - ・届出書様式は任意だが、参考様式が入管HPに掲載されている。
 - ・郵送での届出が可能(宛先:東京入国管理局在留管理情報部門届出受付担当宛)
 - ・疎明書類は必要なし。
 - ・手続対象者は、7月9日以降に上陸許可、資格変更許可、期間更新許可等を受けた者。(附則第12条)
 - ・対象者は「家族滞在」「特定活動」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」であり「定住者」は対象ではない。

【市区町村への届出】

○住居地を新たに定めた場合及び住居地に変更があった場合（第 19 条の 7～9）

- ・従前、外国人住民は転入先での「転入届」だけでよかったが、今後は「転出届」をした後に「転入届」を行う。
- ・「転出届」—「転出証明書」の交付を受ける。
- ・「転入届」—「転出証明書」の提出と「在留カード」の提示が必要。（在留カードを提示することで、法務大臣への届出も行ったとみなされる）
- ・“国外への転出”の際も「転出届」必要（「転出証明書」は出ない）

上記各届出について下記罰則が新設されました。

- ・届出を怠った場合、20 万円以下の罰金。（第 71 条の 3）
- ・うその届出をした場合、1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金。（第 71 条の 2）

上記届出義務を履行しない者には下記のようなペナルティが予想される。

<例>・届出を怠ったまま「期間更新申請」等を迎えた場合、更新は許可されても罰金の支払いを求められる可能性がある。

- ・在留期間「5 年」が許可される要件として「入管法上の届出義務の履行」がある（新審査要領参照）ため、「5 年」取得の足かせとなる可能性がある。

「1 年以下の懲役」に関するワンポイント

「1 年を超える懲役若しくは禁錮」（第 24 条第 4 項のり）に処せられると「退去強制」の対象者となる。一方「上陸拒否」の要件は「1 年以上の懲役若しくは禁錮」（第 5 条第 4 号）であることに注意！虚偽の届出を行い「懲役 1 年」に処せられた場合、退去強制はされないが、一度出国すると再入国できなくなる可能性がある。

以上、新在留管理制度のポイントをいくつか挙げてみました。上記以外にも重要な点としては、登録原票の開示請求先が法務省となっていること（帰化業務に影響が及ぶ可能性あり）、職務上請求書で外国人住民の住民票が取得できること等を挙げるすることができます。いずれにしても行政書士として「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、“外国人住民”の利便に資すること」ができるよう、改正された入管法だけでなく、「施行規則」、「附則」、新制度の下で使用される「審査要領」、法務省や入管の HP に随時掲載される「ガイドライン」や「お知らせ」等に精通しておく必要を痛感しています。

新入会員の紹介

新会員から一言です。どうぞ宜しく



秋田 周 範

◇金沢支部 ◇平成24年1月15日入会
◇事務所所在地
金沢市小金町8番16号 万石ビル3階
☎ 076-251-5982

司法書士・行政書士事務所に司法書士として勤務しておりましたが、平成24年1月に行政書士登録致しました。使用人行政書士という立場ですが、所長の森欣史先生はじめ諸先輩方のご指導を仰ぎながら研鑽を重ねていきたいと思っておりますので、どうぞ、宜しくお願い申し上げます。



荒井 聖 人

◇金沢支部 ◇平成24年3月1日入会
◇事務所所在地
金沢市泉本町2丁目35番地3
☎ 076-214-6762

私の行政書士としての意気込みは、依頼者の悩みを解消できる頼れる行政書士に早くなることです。そのためには経験を積む必要がありますので、日常の業務と並行しながらも、時間を少しでも捻出して未来の依頼者を発掘するための活動を恐れずに行っていきます。

行政書士の実務経験はないに等しいですが、若さとフットワークの軽さ、柔軟な発想という強みを最大限に活かし業務に邁進します。今後ともよろしく願いいたします。



登美 裕 之

◇七尾支部 ◇平成24年3月15日入会
◇事務所所在地
七尾市塗師町37番地 北野ビル2階
☎ 0767-57-5117

平成24年3月15日をもって登録させていただきました登美裕之と申します。

税理士の業務も行っている関係上、税務申告及び会計事務に関係したお客様が中心になっていくと思います。

今後、多岐にわたる行政書士業務に対応できるよう、研修会等に積極的に参加し、日々自己研鑽を積んでいきたいと考えております。

今後ともよろしく願いいたします。



西川 拓 弥

◇金沢支部 ◇平成24年3月15日入会
◇事務所所在地
白山市日御子町ハ13番地10
☎ 076-273-4249

「外見を恥じることはない 恥じるべきは自分の中にこそ在り ただ、外と中は別ものにあらず」

これは、私が行政書士として事務所を開業した時に自分が書いた自分への戒めです。それなりのものを犠牲にし、それなりの夢を持って選んだ職業です。

予想はしていたことですが、事務所の経営は予想以上に難しいです。しかし、私が行政書士という職業を目指した「初心」を忘れないかぎり何の恥じることも恐れることもない、そう確信しています。



小山内 俊 平

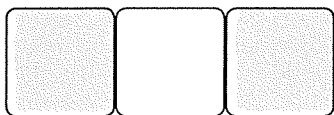
◇金沢支部 ◇平成24年4月2日入会
◇事務所所在地
金沢市小將町3番8号
☎ 076-232-0130

本年4月に登録・入会させていただきました小山内俊平と申します。

10年ほど前より法律事務所に事務員として勤務しており、その事務所内で開業いたしました。

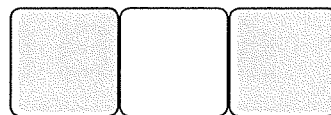
これからは行政書士として、地域の皆さまのお役に立てるよう業務に全力で取り組み、社会に貢献すべく日々努力を重ねたいと思っております。

今後ともご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。



新入会員の紹介

新会員から一言です。どうぞ宜しくお願いします。



有 佐 浩 一

◇小松支部 ◇平成 24 年 4 月 15 日入会
◇事務所所在地
小松市園町ハ138番地
☎0761-21-1134

平成24年4月15日に登録となりました有佐浩一と申します。

私は、税理事務所勤務に勤めて25年になり、他士業の先生と合同事務所を開業することになりました。

業務は、会計業務が主になると思いますが、あらゆる他の業務にも挑戦し、対応できるように努めたいと思います。

未経験の分野が多く、諸先生方にもご指導をいただく事があると存じますが、その時には、よろしくお願ひいたします。



谷 川 竜 一

◇金沢支部 ◇平成 24 年 5 月 15 日入会
◇事務所所在地
金沢市南森本町ル50番地 1
☎076-254-5136

本年度5月に石川県行政書士会に入会させて頂きました谷川竜一と申します。

今はまだ未熟な身ではございますが、一日でも早く地域社会の皆様のお役に立てるよう、日々の研鑽・努力を怠らず、行政書士としての信念と誇りを持って業務を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。



山 口 義 明

◇加賀支部 ◇平成 24 年 5 月 15 日入会
◇事務所所在地
加賀市中代町ハ73番地乙
☎0761-76-2091

平成24年5月15日に登録させていただきました山口義明と申します。

地元加賀市に社会貢献と思い、自宅にて開業しました。個人の相続・遺言に関する業務、営業申請に関する業務その他の分野で貢献出来る様、日々勉強に努めています。

未熟者ですが、今後ともよろしくおねがひします。



山 瀬 守

◇金沢支部 ◇平成 24 年 6 月 1 日入会
◇事務所所在地
河北郡内灘町字アカシア 1 丁目 32 番地 2
☎076-239-0279

今年、6月に入会させて頂きました山瀬守と申します。

地元、石川での開業にあたり「石川県行政書士会」の皆様には多大なご高配を賜りました。心から御礼申し上げます。何分、経験も浅く未熟者ではございますが、今後は地域に根ざした身近な相談窓口として精進・努力して参ります。

皆様のご支援を宜しくお願ひ申し上げます。

会務日誌

事務局からのお知らせ

| | | | | |
|-------|-----|------------------------------------|-------------------|-----------------|
| 1月 | 2日 | ★平成24年谷本知事新年互礼会 | 金沢ニューグランドホテル | 7名 |
| | 〃 | ★奥田建国土交通副大臣新年互礼会 | ホテル日航金沢 | 7名 |
| | 〃 | ★山野金沢市長新年互礼会 | 金沢エクセルホテル東急 | 7名 |
| | 〃 | ★あだち前市議新年互礼会 | 金沢国際ホテル | 4名 |
| | 5日 | 新規登録希望者面談 1名 | 本会会議室 | 1名 |
| | 〃 | 外国人の為の無料相談会 | 国際交流協会 | 2名 |
| | 10日 | 記念事業準備委員会 / 成年後見 SC 役員会 | 本会会議室 | 10名 |
| | 11日 | 第5回広報部会 | 本会会議室 | 5名 |
| | 〃 | 月例無料相談会(金沢・小松・七尾) | 金沢・小松・七尾地区 | 金沢七尾各2名 小松1名 |
| | 12日 | 月例無料相談会(白山・能美) | 白山・能美地区 | 白山2名 能美1名 |
| | 13日 | 外国人在留資格シンポジウム準備作業 | 本会会議室 | 4名 |
| | 16日 | 外国人在留資格シンポジウム準備作業 | 本会会議室 | 10名 |
| | 18日 | 石川県暴力団排除条例及び新たな在留管理制度に関する研修会 | 地場産第2研修室 | 4名 参加者33名 |
| | 19日 | 第3回社会貢献事業部会 / 記念事業準備委員会 | 本会会議室 | 12名 |
| | 〃 | 日行連理事会 | 行政書士会館 | 会長 |
| | 〃 | ★日政連支部長会・幹事会 | 行政書士会館 | 会長、的場幹事 |
| | 20日 | 日行連新年賀詞交歓会 | ANA インターコンチネンタル東京 | 5名 |
| | 〃 | 第3回 ICT 特別委員会 | 本会会議室 | 6名 |
| | 〃 | 石川県選出国会議員9名の議員会館事務所を表敬訪問 | | 6名 |
| | 21日 | ★稲川県議を囲む新春の集い | 千里浜レストハウス | 3名 |
| | 〃 | ★馳浩衆議院議員新春国政報告会 | ANAクラウンプラザホテル金沢 | 4名 |
| | 23日 | 第5回総務部会 | 本会会議室 | 8名 |
| | 24日 | 第3回経理審査(10~12月) | 本会会議室 | 4名 |
| | 25日 | 第2回監察部会・職務上請求書確認作業 | 本会会議室 | 9名 |
| | 27日 | 第6回広報部会 | 本会会議室 | 4名 |
| | 〃 | 新規登録希望者面談 1名 | 本会会議室 | 1名 |
| | 30日 | 新規登録者登録伝達式 1名 | 本会会議室 | 2名 |
| | 〃 | 宮城会小林副会長・酒井業務推進部長と小松飛行場防音住宅工事の件で協議 | 繊維会館会議室 | 2名 |
| | 31日 | 県民講座取材依頼のため報道機関訪問 | | 3名 |
| 2月 | 1日 | 石川県士業団体協議会第2回定例会 | KKR ホテル金沢 | 3名 |
| | 2日 | 外国人の為の無料相談会 | 国際交流協会 | 2名 |
| | 3日 | 平成23年度全国研修2月期 | 地場産第12研修室 | 3名 参加者20名 |
| | 7日 | 県民公開セミナー開催案内発送作業 | 本会会議室 | 6名 |
| | 〃 | 外国人シンポジウムPT第4回PT会議 | 地場産第13研修室 | 8名 |
| | 〃 | 新規登録希望者面談 1名 | 本会会議室 | 1名 |
| | 8日 | 県内農業委員会に要望書送付 | 本会会議室 | 3名 |
| | 〃 | 月例無料相談会(金沢・小松・七尾) | 金沢・小松・七尾地区 | 金沢七尾各2名 小松1名 |
| | 9日 | 月例無料相談会(白山) | 白山市役所 | 白山2名 |
| | 〃 | 岐阜会成年後見制度研修会講師派遣 | 多治見文化会館 | 1名 |
| | 〃 | テレビ番組出演打合せ | 本会会議室 | 3名 |
| 9・10日 | | 日行連 ADR 研修<2月研修> | 行政書士会館 | 1名 |
| | 11日 | 平成23年度行政書士事務所開業セミナー | 地場産第8会議室 | 9名 |
| | 〃 | ★岡田直樹新春国政報告会 | ホテル金沢 | 2名 |
| | 13日 | 小松飛行場防音対策事業アンケート調査 | 本会会議室 | 1名 |
| | 14日 | 成年後見信託に関する説明のため金沢家裁担当者来所 | 本会会議室 | 5名 |
| | 〃 | 記念事業準備委員会 | 本会会議室 | 8名 |
| | 16日 | 月例無料相談会(能美) | 能美市健康福祉センター | 1名 |
| | 17日 | 第4回経理部会 | 本会会議室 | 7名 |
| | 18日 | 外国人在留資格問題シンポジウム開催 | 地場産コンベンションホール | 11名 |
| | 21日 | 新規登録希望者面談 1名 | 本会会議室 | 1名 |
| | 22日 | 職務上請求書確認作業 | 本会会議室 | 1名 |

| | | | | |
|--------|-----|------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 2月 | 23日 | ★紐野義昭友の会・自民党石川県金沢市第4支部合同新年総会 | ANAクラウンプラザホテル金沢 | 2名 |
| | 24日 | 日行連 平成23年度知的資産実務研修 | 行政書士会館 | 2名 |
| 24・25日 | | 中地協 担当研究会 | 愛知県行政書士会 | 6名 |
| | 27日 | 新規登録希望者面談 1名 | 本会会議室 | 1名 |
| | 〃 | 成年後見SC役員会 | 本会会議室 | 7名 |
| 3月 | 1日 | 外国人の為の無料相談会 | 国際交流協会 | 2名 |
| | 2日 | 記念事業準備委員会 | 本会会議室 | 8名 |
| | 3日 | ★民主党主催 NPO法人に関する説明会 | | 2名 |
| | 5日 | 日行連 新たな在留管理制度に関する研修会 | シェンバツハ・サポー | 1名 |
| | 〃 | 県民公開セミナー取材依頼のため報道機関訪問 | 各報道機関 | 4名 |
| | 6日 | 新規登録者登録伝達式 1名 | 本会会議室 | 2名 |
| | 〃 | 第6回総務部会 | 本会会議室 | 8名 |
| | 7日 | ADR及び知的資産実務研修 | 金沢ものづくり会館 | 5名 参加者21名 |
| | 9日 | 業務受託意見交換会 | 行政書士会館 | 1名 |
| | 10日 | 第8回部長会 | 本会会議室 | 14名 |
| | 〃 | 総務省石川行政評価事務所特設行政相談会 | 津幡町文化会館シグナス | 2名 |
| | 13日 | 新規登録希望者面談 1名 | 本会会議室 | 1名 |
| | 14日 | 月例無料相談会(金沢・小松・七尾) | 金沢・小松・七尾地区 | 金沢七尾各2名 小松1名 |
| | 15日 | 株式会社設立・NPO法人設立研修会 | 金沢ものづくり会館 | 5名 参加者42名 |
| | 〃 | 月例無料相談会(能美) | 能美市根上健康福祉センター | 1名 |
| | 16日 | 平成23年度行政書士試験実施結果報告会 | 八重洲富士屋ホテル | 2名 |
| | 〃 | 記念事業説明会 | 金沢ものづくり会館 | 8名 |
| | 17日 | ★民主党主催 社会保障・税一体改革をテーマにした「時局講演会」 | ANAクラウンプラザホテル金沢 | 2名 |
| | 20日 | 県民公開セミナー「成年後見制度」 | 金沢市駅西健康ホール | 10名 |
| | 21日 | 新規登録者登録伝達式 1名 | 本会会議室 | 2名 |
| | 〃 | 小松基地防音対策事業入札についての打合せ | 本会会議室 | 9名 |
| 23・24日 | | 中地協第4回理事会 | 名鉄トヤマホテル | 3名 |
| | 24日 | 国際交流ネットワーク会議 | 石川県国際交流センター | 1名 |
| | 27日 | 成年後見制度連絡協議会 | 司法書士会館 | |
| | 28日 | 新規登録者登録伝達式 2名 | 本会会議室 | 2名 |
| | 〃 | 「成年後見制度の白山市長申立てに係る戸籍調査等業務委託協定書」調印式 | 白山市役所 | 4名 |
| | 〃 | 第9回部長会 | 本会会議室 | 14名 |
| | 〃 | 相続・遺言業務事例研修会 | 金沢ものづくり会館 | 3名 参加者11名 |
| | 〃 | 職務上請求書確認作業 | 本会会議室 | 2名 |
| | 30日 | 外国人在留資格シンポジウム実施報告会 | 菜香楼 | 11名 |
| | 31日 | 3周年記念事業実施報告会 | みふく | 10名 |
| 4月 | 3日 | 第1回総務部会 | 本会会議室 | 8名 |
| | 〃 | 新規登録希望者面談 1名 | 本会会議室 | 1名 |
| | 〃 | ★山田県議会議長・宮下副議長表敬訪問 | | |
| | 4日 | 業務受託説明会 | 地場産第11研修室 | 3名 |
| | 5日 | 経理審査(1～3月) | 本会会議室 | 3名 |
| | 〃 | 第1回経理部会 | 本会会議室 | 7名 |
| | 〃 | 外国人の為の無料相談会 | 国際交流協会 | 2名 |
| | 7日 | 第1回部長会 | 本会会議室 | 14名 |
| | 9日 | 新規登録者登録伝達式 1名 | 本会会議室 | 2名 |
| | 〃 | 第1回監察部会 | 本会会議室 | 10名 |
| | 10日 | 平成23年度会計監査 | 本会会議室 | 7名 |
| | 11日 | 月例無料相談会(金沢・小松・七尾) | 金沢・小松・七尾地区 | 金沢七尾各2名 小松1名 |
| | 12日 | 月例無料相談会(白山) | 白山市役所 | 2名 |
| | 14日 | 第1回理事会 | 地場産第12研修室 | 26名 |
| | 18日 | 新規登録希望者面談 1名 | 本会会議室 | 1名 |
| | 〃 | 試験研究センター評議委員会 | 行政書士試験研究センター | 会長 |
| | 19日 | 新規登録希望者面談 1名 | 本会会議室 | 1名 |
| | 〃 | 相続・遺言業務研修会 | 地場産第7研修室 | 5名 |
| | 〃 | 月例無料相談会(能美) | 能美市辰口健康福祉センター | 1名 |

| | | | | |
|--------|-----|---------------------------------|-----------------|-----------------|
| 4月 | 20日 | 輪島支部定時総会 | 能登やなぎだ荘 | の場副会長 |
| | 25日 | 職務上請求書確認作業 | 本会会議室 | 2名 |
| 25・26日 | | 日行連第1回理事会 | 行政書士会館 | 会長 |
| | 26日 | 前期会費納入案内送付 | 本会会議室 | 4名 |
| 26・27日 | | ★日政連幹事会 | 行政書士会館 | の場副会長 |
| 5月 | 1日 | 新規登録者登録伝達式 1名 | 本会会議室 | 2名 |
| | 7日 | 石川県行政評価事務所所長表敬訪問 | 石川県行政評価事務所 | 2名 |
| | // | 山野金沢市長定時総会ご臨席依頼 | 金沢市秘書課 | 2名 |
| | 8日 | 近畿中部防衛局来所対応 | 本会会議室 | 4名 |
| | 9日 | 月例無料相談会（金沢・小松・七尾） | 金沢・小松・七尾地区 | 金沢七尾各2名 小松1名 |
| | 10日 | 月例無料相談会（白山） | 白山市役所 | 2名 |
| | // | 外国人の為の無料相談会 | 国際交流協会 | 2名 |
| | // | 七尾支部定時総会 | ホテルのと楽 | 会長 |
| | 11日 | 小松支部定時総会 | 小松市公会堂 | 丁子副会長 |
| | // | 小松飛行場住宅防音事業に関する説明会 | 地場産第6研修室 | 3名 |
| | 12日 | 金沢支部定時総会 | 都ホテル | 会長 |
| | 15日 | 新規登録希望者面談 1名 | 本会会議室 | 1名 |
| | // | 会員のための業務及び事務所経営相談会 | 本会会議室 | 1名 |
| | 17日 | 「社会を明るくする運動」石川県推進委員会 | 駅西合同庁舎 | 1名 |
| | // | 月例無料相談会（能美） | 能美市健康福祉センター | 1名 |
| | 18日 | 富山県行政書士会定時総会 | 名鉄トヤマホテル | の場副会長 |
| | // | 岐阜県行政書士会定時総会 | 岐阜会館 | 会長 |
| | 21日 | 新規登録希望者面談 1名 | 本会会議室 | 1名 |
| | 22日 | 定時総会の取材依頼のため報道機関巡回 | | 2名 |
| | // | 第1回成年後見制度連絡協議会 | 司法書士会館 | 5名 |
| | 23日 | 職務上請求書確認作業 | 本会会議室 | 1名 |
| | 24日 | 県土業団体協議会交流会第1回実行委員会 | 金沢勤労者プラザ | 2名 |
| | 25日 | 石川県社会保険労務士会定時総会 | ANAクラウンプラザホテル金沢 | 丁子副会長 |
| | // | 石川県土地家屋調査士会定時総会 | ホテル日航金沢 | の場副会長 |
| | // | 三重県行政書士会定時総会 | ホテルグリーンパーク津 | 会長 |
| | 26日 | 第2回部長会 | 金沢スカイホテル | 14名 |
| | // | 平成24年度定時総会 | 金沢スカイホテル | |
| | // | ★平成24年度定期大会 | 金沢スカイホテル | |
| | // | 福井県行政書士会定時総会 | 福井県織協ビル | 森口副会長 |
| | 29日 | 八十出内灘町長表敬訪問 | 内灘町役場 | 4名 |
| | // | 新規登録者登録伝達式 2名 | 本会会議室 | 2名 |
| | 30日 | 愛知県行政書士会定時総会 | キャスルプラザ | 会長 |
| 6月 | 1日 | 山野金沢市長中地協定時総会ご臨席依頼 | 金沢市秘書課 | 1名 |
| | 5日 | 成年後見SC役員会 | 本会会議室 | 4名 |
| | 6日 | 平成24年度事業内容検討 | 本会会議室 | 3名 |
| | 7日 | 外国人の為の無料相談会 | 国際交流協会 | 2名 |
| | // | とやま成年後見人協会講演会 | サンシップとやま | 1名 |
| 8・9日 | | 日行連中部地方協議会定時総会 | 金沢ニューグランドホテル | 11名 |
| | 10日 | 「第十回民家の甲子園・石川県大会」出席 | 金沢21世紀美術館 | 1名 |
| | // | ★山田憲昭石川県議会議長就任祝賀会 | ホテル日航金沢 | 3名 |
| | // | ★自由民主党政経セミナー | 金沢エクセルホテル東急 | 3名 |
| | 11日 | 報道機関巡回（平成24年度事業計画説明） | | 3名 |
| | 12日 | 新たな在留管理制度に関する実務研修 | シェーンバッハ・サボー | 1名 |
| | 13日 | 月例無料相談会（金沢・小松・七尾） | 金沢・小松・七尾地区 | 金沢七尾各2名 小松1名 |
| | 14日 | 月例無料相談会（白山・能美） | 白山・能美地区 | 白山2名 能美1名 |
| | // | 第1回広報部会 | 本会会議室 | 5名 |
| | // | 愛知会主催名古屋入国管理局届出済証明書交会員を対象とした研修会 | 明治安田名古屋ビル | 会長 |
| | 15日 | 第2回総務部会 | 本会会議室 | 7名 |
| | 16日 | ★宮下正博石川県議会議長就任祝賀会 | 一本松総合運動公園 | 3名 |
| | 18日 | 新規登録者登録伝達式 1名 | 本会会議室 | 2名 |

| | | | | |
|--------|-----|-------------------------|---------------|-----------------|
| 6月 | 18日 | 第1回業務指導部会 | 本会会議室 | 10名 |
| | 20日 | 金沢・小松市広報誌掲載依頼 | 金沢・小松市役所 | 3名 |
| | 21日 | 新規登録希望者面談 1名 | 本会会議室 | 1名 |
| 21・22日 | | 日本行政書士会連合会定時総会 | フェニックスプラザ(福井) | 7名 |
| | 22日 | ★日本行政書士政治連盟定期大会 | フェニックスプラザ(福井) | 7名 |
| | 25日 | 第1回ICT特別委員会 | 本会会議室 | 7名 |
| | 27日 | 第1回社会貢献事業部会 | 金沢ものづくり会館 | 9名 |
| | // | 成年後見SC役員会 | 金沢ものづくり会館 | 6名 |
| | // | 職務上請求書確認作業 | 本会会議室 | 1名 |
| | 28日 | 経理審査(4～5月) | 本会会議室 | 3名 |
| 7月 | 2日 | 新規登録者登録伝達式 1名 | 本会会議室 | 2名 |
| | 3日 | 新規登録希望者面談 1名 | 本会会議室 | 1名 |
| | 5日 | 外国人の為の無料相談会 | 国際交流協会 | 2名 |
| | // | 県士業団体協議会第1回定例会 | ホテル日航金沢 | 3名 |
| | 7日 | 名城大学大学院科目履修終了謝恩会 | 名城大学タワー75 | 会長 |
| | 11日 | 月例無料相談会(金沢・小松・七尾) | 金沢・小松・七尾地区 | 金沢七尾各2名 小松1名 |
| | 12日 | 月例無料相談会(白山) | 白山地区 | 2名 |
| | // | 第2回経理部会 | 本会会議室 | 6名 |
| | 13日 | 第1回法規企画部会 | 本会会議室 | 5名 |
| | // | 平成24年度行政書士試験実施説明会 | 八重洲富士屋ホテル | 3名 |
| | 17日 | 白山市「女性のための一日合同相談」 | 白山市民交流センター | 1名 |
| | 18日 | 「建設業・産業廃棄物収集運搬業許可申請」研修会 | 金沢ものづくり会館 | 4名 参加者20名 |
| | 19日 | 月例無料相談会(能美) | 能美市辰口健康福祉センター | 1名 |
| | 20日 | 新規登録希望者面談 1名 | 本会会議室 | 1名 |
| | 21日 | 第3回部長会 | 本会会議室 | 14名 |
| | 24日 | 第2回業務指導部会 | 本会会議室 | 1名 |
| | 25日 | 職務上請求書確認作業 | 本会会議室 | 1名 |
| | // | ★紐野県議懇親会 | 金沢エクセルホテル東急 | 5名 |
| 25・26日 | | 日行連第2回理事会 | 行政書士会館 | 会長 |
| | 26日 | 成年後見SC役員会 | 金沢ものづくり会館 | 6名 |
| | // | 第2回成年後見制度連絡協議会 | 司法書士会館 | 3名 |
| | // | 支部長会議 | 本会会議室 | 6名 |
| | 30日 | 第2回監察部会 | 本会会議室 | 10名 |
| | 31日 | 新規登録者登録伝達式 2名 | 本会会議室 | 2名 |
| | // | 第2回広報部会 | 本会会議室 | 7名 |

会員移動

●新規登録個人会員（12名）

| 登録年月日 | 所属支部 | 氏名 | 事務所所在地 | 電話番号 |
|-------------|------|--------|--------------------------|--------------|
| 平成 24. 1.15 | 金沢 | 秋田 周範 | 金沢市小金町8番16号 万石ビル3階 | 076-251-5982 |
| 平成 24. 1.15 | 金沢 | 町元 友吉 | 金沢市城南1丁目21番5号 | 076-254-1701 |
| 平成 24. 2.15 | 金沢 | 西森 福廣 | 金沢市本町一丁目5番4号 リファール金沢903号 | 076-263-2755 |
| 平成 24. 3. 1 | 金沢 | 荒井 聖人 | 金沢市泉本町2丁目35番地3 | 076-214-6762 |
| 平成 24. 3.15 | 七尾 | 登美 裕之 | 七尾市塗師町37番地 北野ビル2階 | 0767-57-5117 |
| 平成 24. 3.15 | 金沢 | 西川 拓弥 | 白山市日御子町ハ13番地10 | 076-273-4249 |
| 平成 24. 4. 2 | 金沢 | 小山内 俊平 | 金沢市小将町3番8号 | 076-232-0130 |
| 平成 24. 4.15 | 小松 | 有佐 浩一 | 小松市園町ハ138番地 | 0761-21-1134 |
| 平成 24. 5.15 | 加賀 | 山口 義明 | 加賀市中代町ハ73番地乙 | 0761-76-2091 |
| 平成 24. 5.15 | 金沢 | 谷川 竜一 | 金沢市南森本町ル50番地1 | 076-254-5136 |
| 平成 24. 6. 1 | 金沢 | 山瀬 守 | 河北郡内灘町字アカシア1丁目32番地2 | 076-239-0279 |
| 平成 24. 6.15 | 輪島 | 平生 吉弘 | 珠洲市蛸島町レ部50番地 | 0768-82-2472 |

●変更登録事項（4名）

| 受理年月日 | 所属支部 | 氏名 | 事務所所在地 | 電話番号 |
|-------------|------|-------|------------------------------|--------------|
| 平成 24. 1.13 | 金沢 | 谷口 章 | 白山市横江町1726-46 石川県鉄工団地協同組合会館内 | 076-259-1567 |
| 平成 24. 4.13 | 七尾 | 田中 彩子 | 羽咋郡志賀町館66番地 | 0767-36-1305 |
| 平成 24. 4.27 | 七尾 | 皆森 俊一 | 七尾市藤橋町丑部4番地1 | 0767-53-5643 |
| 平成 24. 7.13 | 金沢 | 的場 晴次 | 金沢市大手町2番8号 | 076-254-5566 |

●退会者（7名）

| 受理年月日 | 所属支部 | 氏名 | 退会理由 |
|-------------|------|-------|------|
| 平成 24. 1.16 | 小松 | 山本 衛 | 廃業 |
| 平成 24. 2.29 | 金沢 | 福本 雄伍 | 廃業 |
| 平成 24. 3. 6 | 加賀 | 吉田 徳蔵 | 廃業 |
| 平成 24. 3.28 | 金沢 | 山森 茂夫 | 廃業 |
| 平成 24. 3.31 | 金沢 | 高田 和代 | 廃業 |
| 平成 24. 3.31 | 七尾 | 袋井 勝 | 廃業 |
| 平成 24. 5. 7 | 金沢 | 横 征郎 | 廃業 |



編集後記

会報発行にあたり、少しでも会員の皆様の業務遂行に役立つ情報をお届けすべく広報部一同一丸となって取り組んでおります。

前号に引き続き、表紙写真には『民家の甲子園』受賞者の作品を使用しました。どこか懐かしい風景が、忙しい業務の合間の小さな癒しになれば、と思います。今後とも会員の皆様のご協力、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

広報部員 山田 康子

会報いしかわ 第52号

発行日 平成24年8月28日
発行人 会長 宮川 外茂次
 広報部長 永倉 幸司
発行所 石川県行政書士会
 〒920-8203
 石川県金沢市鞍月2丁目2番地
 石川県繊維会館3階
 TEL(076)268-9555
 FAX(076)268-9556

E-mail: office@ishikawagyousei.org
URL: <http://www.ishikawagyousei.org/>

あなたの街の法律家 行政書士



「えがお」をつなく。
「あした」を育てる。
あなたの側に行政書士。

行政書士は
許認可・登録申請、遺言や相続、
色んな契約、届出などの
相談から書類作成まで
サポートします。

ワタニ 三好 / 日本郵船

 **日本行政書士会連合会 後援 / 総務省**

平成24年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日



官公署に提出する書類、
権利義務・事実証明に関する書類の作成は
行政書士の業務です。

【行政書士が取り扱う業務の一部】

- 建設業許可 ○指名願・経営規模等評価申請 ○宅建業免許
- 産業廃棄物処理業許可 ○法人設立 ○医療法人設立認可
- 貨物自動車運送事業許可 ○入管・帰化申請
- 告訴状・告発状作成 ○相続・遺言に関する事項
- 自動車の登録・車庫証明 ○農地法の許可 ○開発許可